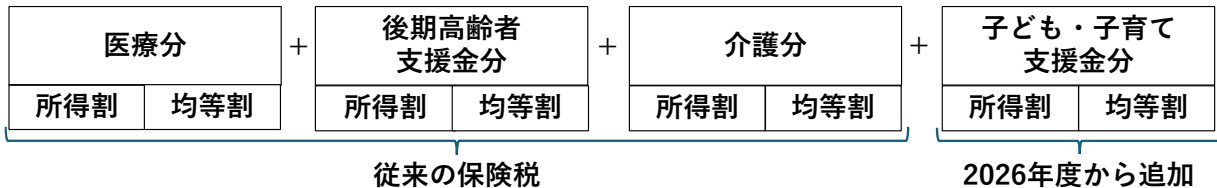


## 子ども・子育て支援金について

## 1 子ども・子育て支援金とは

子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険税とあわせて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が2026年度に創設されます。

子ども・子育て支援金に係る税率は、医療保険上の給付や介護保険に係る保険税率とは区分した上で、保険税の一部として規定することとなります。



## 2 子ども・子育て支援金の税率について

子ども・子育て支援金の保険税率については、東京都から「区市町村が独自に軽減措置を行わない保険税率設定を原則とする」と示されているため、2026年1月中旬に提示される確定額における標準保険料率を2026年度の子ども・子育て支援金の保険税率とします。子ども・子育て支援金の仮算定額に基づく税率改定額は、2.8億円です。

2026年度 町田市の税率 (町田市標準保険料率)	子ども・子育て支援金分	
	所得割	均等割
	0.3%	1,960円

※子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満の被保険者の均等割額は全額軽減となります。

## 3 被保険者への影響

## 1人あたり年税額・モデル世帯年税額

	年税額
1人あたり保険税 (2026年度賦課総額/年度平均被保険者数)	3,611円
モデル世帯保険税 (所得260万円、夫婦と子1人の3人世帯)	11,700円

※国の資料によると、2027年度の被保険者一人あたり年税額は3,600円、2028年度の被保険者一人あたり年税額は4,800円程度と想定されています。なお、2029年度以降は2028年度の水準が維持される見込みです。

<参考> (資料3-2) 所得額に応じた保険税額 (当日配布)